



栃木県公報

令和6(2024)年
5月7日(火)
第502号

目次

告 示

○特定農業用ため池の指定	413
○土地改良区定款変更の認可	413
○道路の区域の変更	414
○道路の供用開始	414
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	415
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	415
○県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務の委託	416

公 告

○令和6(2024)年度調理師試験の実施	416
○令和6(2024)年度製菓衛生師試験の実施	418
○令和6(2024)年度毒物劇物取扱者試験の実施	420
○患畜の届出	421
○土地改良区役員の退就任	421
○土地改良区連合役員の退就任	425
○建設業者の監督処分	426

告 示

栃木県告示第284号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

ため池の名称	所在地	指定年月日	備考
茗荷沢ダム(上)	宇都宮市新里町	令和6(2024)年4月22日	
柳町ため池	那須塩原市寺子	令和6(2024)年4月22日	

栃木県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
塩原土地改良区	令和6(2024)年4月17日

(農地整備課)

栃木県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木整備部道路保全課において、令和6（2024）年5月7日から同年6月5日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年5月7日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下岡本上三川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
71	前	宇都宮市上桑島町3604-1から 宇都宮市上桑島町3590まで	10.7～10.9	199.4	
	後	宇都宮市上桑島町3604-1から 宇都宮市上桑島町3590まで	11.1～15.9	199.4	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 羽生田鶴田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
155	前	下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 3111-1から 下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 3101まで	31.0～46.0	692.0	
	後	下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 3111-1から 下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地 3101まで	28.0～46.0	692.0	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
317	前	宇都宮市上桑島町3867から 宇都宮市下桑島町193-2まで	5.4～13.8	1511.5	
	後A	宇都宮市上桑島町3867から 宇都宮市下桑島町193-2まで	5.4～13.8	1511.5	
	後B	宇都宮市上桑島町3867から 宇都宮市下桑島町193-2まで	9.8～25.8	1748.9	

栃木県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年5月7日から同年6月5日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年5月7日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
314	一般県道 佐川野友沼線	下都賀郡野木町大字佐川野2161から 下都賀郡野木町大字南赤塚2324-2まで	令和6（2024）年 5月7日

栃木県告示第288号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年5月7日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	路線名	区間
県道	宇都宮結城線	河内郡上三川町しらさぎ一丁目3-3から 河内郡上三川町大字上三川4994-1までの上り線
		河内郡上三川町しらさぎ一丁目2から 河内郡上三川町大字上三川4995-2までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第289号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県烏山土木事務所において縦覧に供する。

令和6（2024）年5月7日

栃木県知事 福田 富一

- 急傾斜地崩壊危険区域の名称 大平 I-B
- 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
那珂川町	大内	左所	2577番地先	1号
同	同	同	5499番	2号から5号まで
同	同	同	2555番	6号
同	同	同	2564番	7号及び8号
同	同	同	2566番1	9号
同	同	同	2567番1	10号
同	同	同	2572番1	11号
同	同	同	2575番	12号

(砂防水資源課)

栃木県告示第290号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により令和6（2024）年4月1日付けで次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6（2024）年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）の規定に基づく県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階

(2) 名称

弁護士法人ライズ総合法律事務所

3 委託期間

令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで

(住宅課)

公 告

○令和6（2024）年度調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則（昭和34年栃木県規則第35号）第2条の規定により公告する。

令和6（2024）年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時

令和6（2024）年8月7日（水） 午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

3 試験科目

(1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論
(6) 食文化概論

4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(1) 学歴（次のいずれかに該当する者）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、都道府県知事の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

(2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舎、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与す

る施設

イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業又は複合型そうざい製造業の許可を受けた営業の施設(喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を除く。)

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したこととは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合(週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。)

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において、令和6(2024)年5月7日(火)から配布するものを使用すること。

(1) 履歴書

学歴欄には、学歴と卒業(又は修了)年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

(2) 学歴を証明する書類

卒業した中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、専修学校(高等課程及び専門課程)、大学、大学院のいずれかの卒業証書の写し(本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課長が照合の上、確認する。)若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

(3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

(4) 写真及び受験票

受験票に写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。)を貼り付け、所定の事項を記入する。

(5) その他

栃木県が実施した令和5(2023)年度調理師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(2)学歴を証明する書類」、「(3)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

令和6(2024)年6月12日(水)から同月14日(金)まで(提出先必着)

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

- ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）
イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和6(2024)年9月4日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

○令和6(2024)年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年栃木県規則第50号）第3条第2項の規定により公告する。

令和6(2024)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時

令和6(2024)年8月7日(水) 午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市陸町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

3 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学
(6) 製菓理論及び実技（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。）

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

- (2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書（栃木県製菓衛生師法施行細則別記様式第2号）の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 前各項ア～ウのほか、製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号に規定する者

なお、「菓子製造業」（菓子を製造する営業で食品衛生法第55条第1項の許可を受けて営むもの）の範囲は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定

する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。）附則第2条第1項による経過措置期間においては、整備政令による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業を営むもの）。

- (3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41（1966）年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

また、(2)及び(3)における「菓子製造業に従事した期間」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したこととは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において、令和6（2024）年5月7日（火）から配布するものを使用すること。

- (1) 4 受験資格(1)及び(2)による者

ア 卒業した中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、専修学校（高等課程及び専門課程）、大学、大学院のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

エ 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

- (2) 4 受験資格(3)による者

ア 昭和41（1966）年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ

- (3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

- (4) その他

栃木県が実施した令和5（2023）年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、学歴を証明する書類、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を

提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

令和6(2024)年6月12日(水)から同月14日(金)まで(提出先必着)
午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで
原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)
イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和6(2024)年9月4日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

9,400円

栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること。)

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

○令和6(2024)年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

令和6(2024)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験期日

令和6(2024)年8月27日(火) 午前9時30分から午前11時30分まで

3 試験場所

宇都宮大学峰キャンパス 宇都宮市峰町350

4 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物に係るものに限る、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に係るものに限る。)

5 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を6(2)に記載する提出先へ提出すること。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書 1部(所定用紙使用)
- (2) 毒物劇物取扱者試験写真票 1部(所定用紙使用)
- (3) 毒物劇物取扱者試験受験票 1部(所定用紙使用)
- 6 出願期限及び提出先
- (1) 出願期限
令和6(2024)年6月12日(水)から同月21日(金)までの間に郵送により出願すること(郵送は、書留又は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 提出先
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課
- 7 受験通知
受験願書提出者には、受験番号を記載した受験票を送付する。
- 8 試験結果の発表
令和6(2024)年9月27日(金)午前11時から同年10月11日(金)午後5時までの間、栃木県ホームページ、栃木県庁屋外掲示場、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示し、合格者には、合格証書を郵送する。
なお、電話による問い合わせには応じない。
- 9 試験結果の開示
受験者本人は、合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び祝日以外の日)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間に限る。)、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において、総合得点の開示を受けることができる。この場合、本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証等の身分証明書)を持参すること。
- 10 受験手数料
10,500円(栃木県収入証紙で納付すること。)
- 11 その他
- (1) 問い合わせ先
栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課 電話028-623-3119
- (2) 受験願書の配布
各健康福祉センター、宇都宮市保健所及び栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において令和6(2024)年5月23日(木)から配布する。
(医薬・生活衛生課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	令和6(2024)年4月19日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6(2024)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
清次郎口用水 土地改良区	理事	野口 栄一		下野市上吉田375	令和6 (2024). 3.31	
	〃		大山 好夫	〃 〃 347-1		令和6 (2024). 4.1
	〃		野邊百合子	〃 緑4-7-6		〃
	監事		西田 定男	真岡市砂ヶ原1012		〃
真岡市 土地改良区	理事	細島 昇		真岡市東大島1366-2	令和6 (2024). 3.31	
	〃	池田 正夫		〃 小林57	〃	
	〃	渡辺 昇		〃 根本88	〃	
	〃	関口 政明		〃 飯貝2422	〃	
	〃	海賀 俊男		〃 堀内765	〃	
	〃	薄井 孝雄		〃 西田井1857	〃	
	〃	石川 武男		〃 下籠谷253-2	〃	
	〃	田村 等		〃 上鷲谷330	〃	
	〃	大塚 実	大塚 実	〃 飯貝196	〃	令和6 (2024). 4.1
	〃	小島 利雄	小島 利雄	〃 西沼319	〃	〃
	〃	川上 英男	川上 英男	〃 八條293	〃	〃
	〃	羽石 裕志	羽石 裕志	〃 清水1025	〃	〃
	〃	板垣 和博	板垣 和博	〃 飯貝2073-2	〃	〃
	〃	金子 洋	金子 洋	〃 中郷146	〃	〃
	〃	菱沼 清	菱沼 清	〃 京泉656	〃	〃
	〃	齊藤 幸男	齊藤 幸男	〃 東沼55	〃	〃
	〃	大塚 克巳	大塚 克巳	〃 下籠谷708-2	〃	〃
	〃	篠崎 正一	篠崎 正一	〃 八木岡363	〃	〃
	〃		柳 秀行	〃 西田井2267-1		〃
	〃		柳澤 健一	〃 小林401-2		〃
〃		廣瀬 敏雄	〃 南高岡948-1		〃	
〃		小林 一雄	〃 京泉214		〃	
〃		豊田 秀夫	〃 西郷2042		〃	

	理事		浅山 昌男	真岡市下大田和91		令和6 (2024). 4.1
	〃		富山 義道	〃 島812-1		〃
	〃		山本 一芳	〃 小林801		〃
	〃		稲毛 義則	〃 下籠谷2227		〃
	〃		阿久津 保	〃 下鷲谷133		〃
	監事	横山 一夫		〃 西沼324	令和6 (2024). 3.31	
	〃	赤羽 正行		〃 清水962	〃	
	〃	高橋 裕忠		〃 上大田和212	〃	
	〃	齋藤 重男		〃 八木岡477-13	〃	
	〃	小林 芳治	小林 芳治	〃 田島1102	〃	令和6 (2024). 4.1
	〃		菊地 幸二	〃 鶴田158-3		〃
	〃		稲毛 傑	〃 上大田和677-3		〃
	〃		高橋 信之	〃 鶴田9-54		〃
	〃		天川 正	〃 下籠谷4627		〃
藤岡 土地改良区	理事	中田 雅夫		栃木市藤岡町甲3039-1	令和6 (2024). 3.31	
	〃	上岡 秀行		〃 〃 779	〃	
	〃	横田 久雄		〃 藤岡町大前3516	〃	
	〃	小堀 貞雄		〃 〃 1362	〃	
	〃	五十畑賢治		〃 藤岡町藤岡5757-1	〃	
	〃	谷内 一好		〃 藤岡町帯刀47	〃	
	〃	篠崎 芳之		〃 藤岡町都賀996	〃	
	〃	田中 武		〃 藤岡町部屋225	〃	
	〃	片柳 一義		〃 藤岡町西前原135	〃	
	〃	関口 文雄		〃 藤岡町赤麻3511	〃	
	〃	関口孫一郎	関口孫一郎	〃 藤岡町藤岡5776-1	〃	令和6 (2024). 4.1
	〃	田中 徹	田中 徹	〃 〃 3901-1	〃	〃
	〃	渡邊 登	渡邊 登	〃 藤岡町部屋2415	〃	〃
	〃	猪瀬 孝	猪瀬 孝	〃 藤岡町石川416	〃	〃
	〃	茂呂 政美	茂呂 政美	〃 藤岡町緑川357-2	〃	〃

理事	石塚 一彦	石塚 一彦	栃木市藤岡町中根409	令和6 (2024). 3.31	令和6 (2024). 4.1
〃	荒川 正之	荒川 正之	〃 藤岡町蛭沼1784-7	〃	〃
〃		水戸部博信	〃 藤岡町大前543		〃
〃		町田 昌己	〃 〃 1182		〃
〃		田村 英一	〃 藤岡町甲1666-7		〃
〃		大谷 朗	〃 〃 3008		〃
〃		阿部 雄一	〃 〃 1532-1		〃
〃		大塚 是宏	〃 藤岡町帯刀88		〃
〃		味村 浩	〃 藤岡町都賀1101-1		〃
〃		海老沼 登	〃 藤岡町部屋179		〃
〃		糸谷 茂	〃 藤岡町西前原114		〃
〃		大島 肇	〃 藤岡町中根1289-1		〃
監事	海老沼俊夫		〃 藤岡町大前861	令和6 (2024). 3.31	
〃	片柳耕一郎		〃 藤岡町部屋733-1	〃	
〃	柳田 好夫		〃 藤岡町蛭沼2028-3	〃	
〃		関塚 明夫	〃 藤岡町藤岡5949-4		令和6 (2024). 4.1
〃		石山 浩由	〃 藤岡町部屋745-2		〃
〃		青木 雅之	〃 藤岡町富吉1553-22		〃
黒磯 土地改良区	理事	田代 和一	那須塩原市湯宮877	令和6 (2024). 3.31	
	〃	篠崎 憲一	〃 高林1965	〃	
	〃	人見 一也	〃 〃 2027	〃	
	〃	室井金一郎	〃 油井32	〃	
	〃	櫻井 泉	〃 戸田410	〃	
	〃	高瀬 辰夫	〃 青木325	〃	
	〃	井上 徹男	〃 〃 1958	〃	
	〃	松本 伸一	〃 塩野崎48	〃	
	〃	井上 正一	〃 鍋掛1088	〃	
	〃	澤 稔	〃 〃 94	〃	
	〃	泉 典男	〃 〃 893	〃	

理 事	常盤 健一		那須塩原市東原308- 3	令 和 6 (2024) . 3 .31	
〃	阿久津倉一	阿久津倉一	〃 箭坪383	〃	令 和 6 (2024) . 4 . 1
〃	月井 美好	月井 美好	〃 百村489- 3	〃	〃
〃	渡邊 政博	渡邊 政博	〃 北和田321	〃	〃
〃	相馬孝一郎	相馬孝一郎	〃 中内160	〃	〃
〃	三本木直人	三本木直人	〃 三本木456	〃	〃
〃	山口 勉	山口 勉	〃 鍋掛1474	〃	〃
〃	平山 丈夫	平山 丈夫	〃 野間651	〃	〃
〃	花塚 清美	花塚 清美	〃 上厚崎119	〃	〃
〃	渡邊 嘉也	渡邊 嘉也	〃 下厚崎264-77	〃	〃
〃		八木沢良一	〃 嶋内1288		〃
〃		室井 一男	〃 高林544		〃
〃		相馬 岩利	〃 〃 2062		〃
〃		月井 清一	〃 百村957		〃
〃		高根沢眞吾	〃 戸田 6 -11		〃
〃		高野 功	〃 青木594- 3		〃
〃		和泉 正一	〃 〃 1697		〃
〃		相馬 一夫	〃 前弥六66		〃
〃		児山 裕司	〃 鍋掛1097-42		〃
〃		高久 好一	〃 〃 346- 3		〃
〃		石井 一清	〃 〃 695- 3		〃
〃		高橋 昭彦	〃 小結173		〃
監 事	高秀 一義		〃 沼野田和324- 1	令 和 6 (2024) . 3 .31	
〃	大田原次夫	大田原次夫	〃 青木1218	〃	令 和 6 (2024) . 4 . 1
〃	伴内 照和	伴内 照和	〃 笹沼453-73	〃	〃
〃		添田 衛	〃 木曾畑中131- 2		〃

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和 6 (2024) 年 5 月 7 日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区 連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
那須野ヶ原 土地改良区 連 合	理 事	田代 和一		那須塩原市湯宮877	令 和 6 (2024) . 3 . 31	
	〃	井上 徹男		〃 青木1958	〃	
	〃	澤 稔		〃 鍋掛94	〃	
	〃	越沼 憲雄		大田原市蛭田1980- 6	〃	
	〃	古森 幸男		〃 湯津上4064- 1	〃	
	〃	鈴木 啓重		〃 小滝1068	〃	
	〃	池沢 保人		〃 親園1989- 3	〃	
	〃	菊池 俊一		〃 奥沢133- 2	〃	
	〃		相馬 岩利	那須塩原市高林2062		令 和 6 (2024) . 4 . 1
	〃		和泉 正一	〃 青木1697		〃
	〃		三本木直人	〃 三本木456		〃
	〃		高久 好一	〃 鍋掛346- 3		〃
	〃		岡 一弘	大田原市蛭田1982		〃
	〃		菊地 雅博	〃 湯津上2378		〃
	〃		岡本 幸吉	那須塩原市鍋掛1156		〃
	〃		高橋慎一郎	大田原市滝沢596- 2		〃
	〃		磯 洋和	〃 奥沢231- 1		〃
	監 事	高瀬 辰夫		那須塩原市青木325	令 和 6 (2024) . 3 . 31	
	〃		大田原次夫	〃 〃 1218		令 和 6 (2024) . 4 . 1

(農地整備課)

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6（2024）年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 処分をした年月日

令和6（2024）年4月26日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社沖杉興業

真岡市小林1024

代表取締役 沖杉 正

栃木県知事許可（般-2）第14751号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止を命ずる期間

令和6(2024)年5月8日から同月14日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社沖杉興業の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和5(2023)年11月9日に真岡簡易裁判所において、同社の役員を罰金50万円に処する旨の略式命令を受け、これが確定した（建設業法第28条第1項第3号該当）。

(監理課)